

石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（昭和三十一年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、改正後の第三条第二項ただし書の規定にかかわらず、

この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、百六十七・五分の十を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。